

令和 6 年度農地等利用最適化
推進施策等に関する意見書
について

佐世保市農業委員会

本市の農業振興について、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

昨年7月の委員改選から1年が経って第25期農業委員会も2年目を迎えました。今後とも、農業委員会一同、本市農業の発展のために変わらず尽力して参ります。

近年の不安定な世界情勢や気候変動の影響を受けて、食料の安全保障の重要性が改めて認識されてきました。その様な状況のもと、基本理念に「食料安全保障の確保」を掲げて、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が、本年5月に1999年の制定以来25年振りに改正されました。

生産資材価格の高騰、米価の低迷、食の欧米化に伴う食糧需給の変化などの問題に関して、基本法に謳われた「食料の合理的な価格形成」により、農家の努力が適正に価格に反映される食糧システムの構築について強く期待するものです。

私ども農業委員会の責務は、『農地等の利用の最適化の推進』であり、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」が重要任務です。

現在、市内各地域におきまして、地域の農業の将来を決める地域計画の策定が進んでおりますが、市が策定する政策の実現に向け、農業委員会が一致協力して、施策を推進する所存です。

今後とも、農業を取り巻く諸課題に対処し、地域の農地を活かし将来にわたって安心して暮らせる持続可能な社会を次の世代に引き継いでいくために、本農業委員会はお一層『農地等の利用の最適化の推進』に努めて参ります。

つきましては、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的な実施のために、農業施策の企画立案等に関しまして関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和6年8月27日

佐世保市長 宮島 大典 様

佐世保市農業委員会会長 赤木 行秀

1 農業所得支援対策等営農環境の整備について

「食料・農業・農村基本法」が改正され、「食料の合理的な価格形成」が理念に掲げられました。今後、具体的な制度が構築されていくことが予想されますが、次のような施策の実現について提案致します。本市の農業の発展のためにも制度改善につきましては、国や関係機関に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。

① 農産物の適正価格形成のための政策推進

農業は年々厳しくなっており、遊休農地が一段と目につくようになってきています。担い手は高齢化により減る一方で、農業後継者も少なく、農業では生活が成り立たず、個々の農家の頑張りだけでは、地域で農地を守って行くのも難しくなっております。

農家が作った農産物は買い手が値段を決める買い手市場となっており、物価は右肩上がりには上昇しているにも拘わらず、30年前と同じ値段の作物も少なくなく、米価に至っては50－60年前から上がっておりません。国産の農産物が適正価格で取引されているか甚だ疑問です。

農業後継者を育てるには、少なくとも給与所得者と同等の所得水準が理想と考えます。生産コストが農産物価格に転嫁され、適正な価格形成がなされることにより、農家の大多数を占める小規模農家が存続できるようになります。そうすることで、荒らさずに後の世代まで農地を残していくことも可能となってきます。

食料・農業・農村基本法の改正を受けて、国による制度改正がなされることと思われますが、市におかれましても、農産物の適正価格が形成されるような政策推進について、積極的に働きかけをして施策を推進していただきますようお願いいたします。

② 農業者戸別補償制度の復活

水稻農家は現在の肥料、農薬、資材等の大幅な価格高騰による苦しい経営を強いられています。また、米価が安価なために水稻栽培を止める農家も増加しています。

対応策として平成23年ごろに行われていた農業者戸別所得補償制度を復活する事で、農業者の減少と農地の減少を防ぎ、日本の食の安定化がはかれます。従来の交付単価 15,000 円/10a 水準で、この制度復活について農業会議を通じて国県に要望したいと考えますので、市としても積極的な働きかけをお願いいたします。

③ 二毛作の推進

令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書にありました、二毛作品種の麦について改めて提言をいたします。

年々作付面積が増加してはおりますが、集荷を担っているJA側の対応が十分とは言えず、個人で機械を購入して処理をして出荷している現状では、麦作の生産増加を図ることができません。例えば、JAがコントリーエレベーターで乾燥、調製などの工程を担い集荷を促進するなど、全面的なJA側の協力が必要と考えますので、JA等関係機関と更なる働きかけをしていただき、麦作の生産促進がなされるようお願いいたします。

④ 水田活用の直接支払交付金の制度改正

転作した水田を5年に1度水張りをするように制度改正がなされましたが、農家から不満が続出しています。折角畑として転作し土づくりをしてきたのにも関わらず、水張りをする事で作物の生育に悪影響を及ぼし、これまでの努力が水泡に帰すこととなります。このような制度改正は、農業を発展させるための施策とは到底考えられません。水張りの中止について農業会議を通じて国に要望したいと考えますので、市としても積極的な働きかけをお願いいたします。

⑤ 農業用機械の更新

近代農業は農業用機械の導入により、機械化によって労働集約が計られ発展してきました。更なる発展のため、スマート農業へ積極的な施策を実施していただき感謝申し上げます。

しかし、物価高騰の影響を受け、農業機械も短期間に価格が上昇しております。さらに生産資材や人件費等が高騰する中、農産物への価格転嫁は十分になされておらず、大型機械の購入、更新は難しい状況にあります。機械化の礎の上に現在の農業が成立していることに鑑み、農業用機械の購入、更新について、スマート農業の支援と同様にご支援をお願いします。

2 小規模農家への支援等について

私達農家は、行政の指導により、長い年月農地を守り、耕作してきました。これまで、減反政策などの農政が実施されてきましたが、目指す目標が達成されたのか、何が良くて何が悪かったのか、その検証が十分に行われているとは言えません。目標に対する検証なくして、次の目標は立てられないと考えます。

国は規模を拡大すれば儲かるというスケールメリットの観点から規模拡大を推進してこられてきましたが、日本の大部分を占める中山間地の農家への支援も、防災や水源涵養といった多面的機能を発揮する上で大事であると思われます。遊休農地を増やさないためにも認定農業者になれないような小規模経営の農家に対する支援が必要です。

その様な中、市におかれましては、中山間地の農家に対して中山間制度によりご支援をいただいております大変感謝申し上げます。

しかしながら、農振農用地区域に入れない営農組合において、中山間制度が使えない為、営農組合の維持に悩んでいます。ぜひ、中山間制度が使えない営農組合についても、作付けされている面積等をもとに支援する仕組みについて検討をお願いします。

3 認定農業者農地集積助成金の代替制度の導入について

これまで、認定農業者が、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で農地を貸借した場合には、認定農業者農地集積助成金が交付されてきました。この助成金はこれまで、認定農業者が農地を借りるインセンティブとなり、担い手である認定農業者に農地を集積する役割を果たしてきましたが、改正により同法による利用権設定等は令和7年3月を以て終了することになっています。

また、合わせて同法の改正では、これまでの担い手から幅を広げ、副業的に農業を営むもの等を含む担う者の確保及び育成を図ることとされていますが、集落において、農業を中心に営み、農地を維持管理していく上では認定農業者が果たすべき役割は依然として大きい

ものと確信しております。この様な状況を鑑み、今後の地域計画の推進においても認定農業者が中核となるものですので、認定農業者の育成の観点からも集積に対する支援は重要です。

昨年度、中間管理事業法に基づく貸し借り等においても、認定農業者に対して助成金が交付されるように意見を提出させていただき、検討をしていくとの前向きな回答をいただきました。

中間管理事業法においても機構集積協力金の制度がありますが、これは地域や貸し手に一度支払われるのみです。機構集積協力金が支給されない条件や借り手に対して助成するなど機構集積協力金と重複しない制度とする事も可能ではないかと考えられますので、是非とも制度の導入をお願いいたします。

4 有害鳥獣対策について

① 更新年数の見直し

現在のワイヤーメッシュの耐用年数は14年となっていますが、海岸付近の圃場では腐食が激しいため、14年経たずに更新が必要な状況になっております。この様な悪条件の場所については、更新年数の見直しが必要と考えますので、ご検討をお願いいたします。

② 小型鳥獣対策

有害鳥獣の被害防止対策として、現在はワイヤーメッシュ、電気柵で対応をしていますが、イノシシへの対策はできても小動物、例えば、アライグマ、アナグマ等の小動物の被害防止には対応出来ておりません。

対応策として、今配給されているワイヤーメッシュの枠が大きいため、枠を狭くしたワイヤーメッシュにすれば小動物の侵入を防止できると考えられますので、早急に改善し、対応をお願いします。

5 国土調査（地籍調査）の早期実施とDX化について

① 農村地域における推進

毎年提言している件でございますが、市街地において国土調査（地籍調査）の成果が挙がっていると聞き及んでおり、市当局のご努力に対しまして大変感謝申し上げます。

しかしながら、農村地域の調査は未だ進捗しておらず、世代交代が進んで相続したものの所在が判らない所有者も多くなり、どこにあるのか教えて欲しいとの相談を受けることも増えてきました。地籍調査が終わってれば、土地の管理や活用に有効な手段になります。

つきましては、農村地域における地籍調査を積極的に推進していただき、早期実施をしていただきますようお願いいたします。

② DX化に伴うデジタル地図での利用データの提供

DX化の進展に伴って、農業委員会においてもタブレット端末を利用して調査等を実施するようになりました。しかし、地籍調査が未了の地域は、タブレット端末で農地の正しい位置が表示されず業務に支障が出ています。

現在全国の市町村において農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定が進められております。本市においても、地域計画の策定作業が進ん

でありますが、農業委員会で行っている目標地図の素案作成において、農地の正確な位置情報が得られないため、十分な地図の作成が困難な状況です。これが次年度以降に目標地図の更新をする際の支障となる懸念があります。

また、農林水産省では現在、eMAFF 地図（農林水産省地理情報共通管理システム）の開発を進めておられます。これは、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合したデジタル地図であり、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化などを図るだけでなく、将来的には農地に係る行政手続のオンライン化、官民間のワンスオンリーの実現を目指して開発されているものです。この eMAFF 地図のベース地図と農地情報とを紐づける農地情報の紐づけ実施事業が進行していますが、令和 6 年 6 月 24 日現在、紐づけ率の全国平均が 82% であるのに対して、本市の紐づけ率は 24.2% と極めて低率となっています。

紐づけ率の向上には、地籍調査により得られる法務局備付地図の利用が有効であります。農村地域に係る調査が完了していないのが現状である一方、デジタル地図で利用するデータは、土地の区画を有していても法務局備付地図のように筆界まで特定されている必要は無く、コンピュータなどの仮想空間上で疑似的に表示されれば足りるものです。そこで、筆界特定前のデータを提供していただくことができれば、地籍調査の成果を待たず DX 化を促進できるのではないかと考えています。

つきましては、急速な DX 化の進展によりこのままでは時代から取り残される懸念もありますので、この様なデータの提供について、前向きなご検討をお願いいたします。